

休止・廃止・再開届（製造販売業）

薬局製造販売医薬品製造販売業を廃止し、休止し、若しくは休止した事務所を再開したときは、30 日以内に届出が必要です。

届書	様式第八（医薬品医療機器等法施行規則第十八条関係）
提出時期・部数	休止・廃止・再開した日から 30 日以内、1 部
手数料	不要
添付書類	許可証（廃止の場合） ※紛失等で許可証が添付できない場合は、紛失理由書を提出してください。
届出時の注意事項	・ 休止の場合には、休止、廃止又は再開の年月日欄に「〇年〇月〇日まで休止の予定」と付記してください。 ・ 失った許可証を発見したときは、直ちに返納してください。 ・ 申請者が法人の場合、住所・氏名欄にはそれぞれ、主たる事務所の所在地・名称及び代表者名を記載してください。 ・ 許可年月日は、許可証の有効期間の初日を記載してください。 ・ 許可番号は、許可証の番号を記載してください。 ・ 廃止時は薬局、製造業のそれぞれの廃止届と承認整理届、製造販売届出事項変更届（製造販売届を提出している場合）も必要です。